

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令等の制定について（通達）

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第94号。以下「改正令」という。）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第6号。以下「改正犯給規則」という。）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第7号。以下「改正弔慰金規則」という。）が公布され、本年4月1日から施行されたところであるが、その改正の概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正令等の趣旨

第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）において、犯罪被害者給付制度に関する

- 重傷病給付金の支給対象期間等の在り方
- 犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方
- 若年者の給付金の在り方
- 親族間犯罪被害に係る給付金の在り方

について、「実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する」ことが盛り込まれた。

本改正令等は、同計画を踏まえ、警察庁において実態調査等を行った上、平成29年4月から同年7月までの間、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」において検討し、取りまとめた提言の内容に沿って、犯罪被害者等への支援をより充実したものである。

また、併せて国外犯罪被害弔慰金等支給制度についても犯罪被害給付制度と同様に見直しを行うこととしたものである。

第2 改正令等の概要

1 犯罪被害給付制度関係

(1) 遺族給付金の算定に用いられる倍数の見直し（令第6条関係）

遺族給付金の額は、犯罪被害者の勤労収入を基礎に算定される遺族給付基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して定める「倍数」を乗じて得た額とされている。

この「倍数」は、現在、生計維持関係遺族の人数に応じ、一般に生活回復・自立に必要とされる期間（10年）を勘案して規定されているところ、生計維持関係遺族に8歳未満の遺児が含まれる場合は、当該遺児の人数も勘案した「倍数」となるよう改めることとした。

(2) 重傷病給付金の給付期間の延長等（令第7条及び第11条関係）

重傷病給付金の給付期間は、現在、犯罪行為により負傷又は疾病が生じた日から起算して「1年」までの間とされているところ、これを「3年」に延長することとした。

また、これに伴い、いわゆる無保険者の支給上限月額に関する規定について所要の改正を行うこととした。

(3) 仮給付金の額の制限の見直し（令第16条関係）

犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに裁定をすることができない事情があるときに支給できる仮給付金の額は、現在、支給決定時点で認定可能な犯罪被害者等給付金相当額の「3分の1」が上限とされているところ、この上限を見直し、当該犯罪被害者等給付金相当額に改めることとした。

(4) 親族間犯罪における減額・不支給事由の見直し

ア 段階的支給額設定の簡素化（犯給規則第2条関係）

犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係がある場合には、現在、諸々の事情の有無を段階的に認定することによって支給額の決定を行っているところ、単に、犯罪行為が行われた時において親族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合には、当該親族関係があることを理由とした支給制限は行わないこととした。

イ 18歳未満の者に対する給付の特例（犯給規則第2条関係）

犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が犯罪被害者又は第一順位遺族として犯罪被害者等給付金の支給を受ける立場にある場合には、その者と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限は行わないこととした。

また、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が第一順位遺族である場合、その者が犯罪被害者によって監護されていたときは、犯罪被害者と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限について、3分の1減額にとどめることとした。

ウ 親族の区分類型の合理化（犯給規則第2条及び第7条関係）

犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に同居の兄弟姉妹の関係がある場合には、現在、不支給としているところ、別居の兄弟姉妹の関係がある場合と同様に3分の2減額とすることとした。

また、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に三親等内の親族以外の親族の関係がある場合には、現在、3分の1減額としているところ、親族関係があることを理由とした支給制限は行わないこととした。

エ その他（犯給規則第2条及び第3条関係）

(ア) 加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して犯罪行為を行った場合には、犯罪被害者と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限は行わないこととした。

(イ) 加害者が心神喪失の状態で行った場合には、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限は行わないこととした。

(ウ) 犯罪行為が行われた時において犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があった場合で、犯罪被害者等給付金を支給することにより、加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときは、犯罪被害者等給付金を支給しないこととした（上記(イ)の場合を除く。）。

(5) 申請書類等の整備（犯給規則第16条関係）

遺族給付金の支給に係る裁定の申請において、申請者以外に犯罪行為が行われた時に8歳未満であった生計維持関係遺族がいる場合には、当該者の生年月日を証明することができる書類を添えなければならないこととした。

2 国外犯罪被害弔慰金等支給制度関係

(1) 親族関係の実態に着目した不支給事由の類型化（弔慰金規則第1条関係）

国外犯罪行為が行われた時において親族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合には、国外犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に当該親族関係があることを理由とした支給制限を行わないこととした。

(2) 18歳未満の者に対する給付の特例（弔慰金規則第1条関係）

国外犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が国外犯罪被害者又は第一順位遺族として国外犯罪被害弔慰金等の支給を受ける立場にある場合には、その者と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限は行わないこととした。

また、国外犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が第一順位遺族である場合、その者が国外犯罪被害者によって監護されていたときは、国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限は行わないこととした。

(3) 親族の区分類型の合理化（弔慰金規則第1条関係）

国外犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に兄弟姉妹の関係がある場合には支給制限を行わないこととした。

(4) その他（弔慰金規則第1条及び第1条の2）

ア 加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該国外犯罪被害者に対して国外犯罪行為を行った場合には、国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限は行わないこととした。

イ 加害者が心神喪失の状態で行った場合には、国外犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限は行わないこととした。

ウ 犯罪行為が行われた時において国外犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があった場合で、国外犯罪被害者弔慰金等を支給することにより、加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときは、国外犯罪被害者弔慰金等を支給しないこととした（上記イの場合を除く。）。

3 その他

(1) 施行期日

改正令、改正犯給規則及び改正弔慰金規則は、平成30年4月1日から施行することとした（改正令附則第1項、改正犯給規則附則第1項及び改正弔慰金規則附則第1項関係）。

(2) 経過措置

所要の経過措置を設けることとした（改正令附則第2項、改正犯給規則附則第2項及び第3項並びに改正弔慰金規則附則第2項関係）。

第3 運用上の留意事項

1 改正後の制度の広報及び制度教示の徹底

改正後の制度内容について、「被害者の手引」、群馬県警察ホームページ等を通じ、国民及び関係機関・団体に周知するための広報啓発活動を積極的に展開すること。

あわせて、引き続き、犯罪被害者等給付金及び国外犯罪被害者弔慰金等の支給対象となり得る犯罪被害者又はその遺族に対する制度の教示に遺漏がないようにすること。

2 指導及び教養の徹底

改正後の制度の円滑な運用が図られるよう、今般の改正の趣旨及び内容について、職員に対する指導及び教養を徹底すること。

(参考資料)

- 官報（平成30年3月30日（号外特第6号））（抄）
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第94号）新旧対照表
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第6号）新旧対照表
- 国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第7号）新旧対照表